

第3章 沿岸の長期的な在り方

3-1 防護面からの基本方針

3-1-1 防護面の基本方針

・地域を守る安全な海岸の整備

日本海特有の激しい冬季波浪や度重なる台風の襲来を受ける地域であり、波浪による海岸侵食や越波などの災害対策として海岸保全施設の整備を進めてきたが、未整備箇所、施設の老朽化箇所等があるため保全機能が十分とはいえない。背後地の人命・財産等を災害から守るために、新たな施設の築造、老朽化施設の改良など、防災機能の向上を図っていくものとする。

侵食の著しい箇所は、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握に努めつつ、砂浜の維持・復元を図っていくものとする。

島根半島については、豊かな自然環境や景観を有し、大山隠岐国立公園に指定されている地区もある。また、ポケット的に存在する砂浜の多くは海水浴場として利用されている。県中央部から西部にかけては、砂浜海岸が多数存在し、海水浴を中心とした海洋性レクリエーションの場として利用されている。よって、施設の整備を進めるにあたっては、単に防護するだけでなく、必要に応じて面的防護方式¹を採用するほか、人工岩、人工リーフ²、構造物への着色、階段護岸といった方法で、自然環境、景観、利用にも配慮する。

また、当沿岸の沖合には、対馬暖流の影響を受けた豊かな漁場があり、漁業利用が盛んであるため、施設の整備を進めるにあたっては、漁業利用にも配慮する。

なお、海岸保全施設の日常的な点検や維持管理についても損傷や異常箇所の早期発見・補修等を図ることができるよう、継続的かつ適切に行うものとする。

・地域住民と一体となった防災対策

緊急時の避難体制、情報管理等、ソフト面における防災体制の整備を、地域住民、行政が一体となって行っていく。

津波対策については、過去の被害をふまえて、特にソフト面での防災体制を充実するよう、地域防災計画等で配慮していくこととする。

- 1 護岸・離岸堤・リーフ・人工海浜を適切に配置し、それぞれの機能を複合させることで、粘り強い防護効果が発揮できる。また海岸とのふれあいの場を増進することもできる。(右図参照)
- 2 人工的につくる幅広い浅瀬であり、波浪の減水効果を有する。捨石やコンクリートブロックで築造し、魚介類の生息の場ともなる。水没しているため景観を損なうことがない。

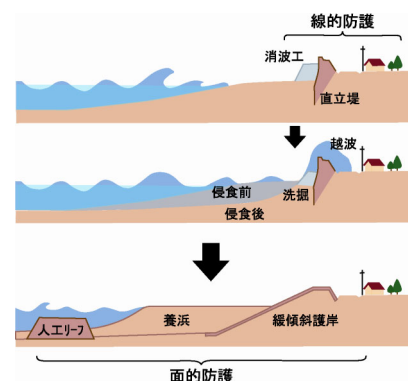


図-1.3.1 面的防護方式

3 - 1 - 2 防護面の目標

(1) 防護すべき地域の設定

防護すべき地域は、海岸保全施設を整備または改良しない場合に、防護水準として設定した高潮等による浸水や、現在進行中の侵食により海岸背後の家屋や土地に対して被害の発生が想定される地域とする。

(2) 防護水準の設定

高潮（越波）

過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位または適切に推算した潮位に、適切に推算した波浪の影響を考慮したものを防護水準とする。

侵食

基本的に現状の汀線（水際線）を保全・維持することを防護水準とするが、侵食が著しく背後地に被害が生じる可能性が高い場合のほか、砂浜による消波機能を考慮した面的防護を必要とする場合には、汀線の回復を図ることを防護水準とする。



越波の様子（益田市）



侵食の様子（益田市）